

《正岡子規(36)の続き》その265
子規周辺の人びと(十五)

平岸 三八

旧伊予松山藩主・久松家(当主定謨)は、明治17年(一八八四・七・七)伯爵の爵位に叙せられた。これは華族令が定められたことによるのである。

そもそも華族とは、明治2年版籍奉還により、旧大名を藩知事に任じ、統一政権樹立に踏みだし、また同時に公卿・諸侯を華族、藩士を士族と卒、農・工・商を平民と呼称したのにはじまる。

華族・士族には家禄、賞典禄が与えられたが、財政上の大きな負担となり、かわって明治9年(一九七六)金禄公債証書発行条例によって公債証書を下附した。これは明治政府の旧封建家臣団解消政策で、秩禄処分といわれるものである。年金を一時金にかえたものと云えば、分りやすいかもしれない。

家禄とは、維新政府が廃藩置県などによって、職を失った華士族を保護するために支給した米や現金、賞典禄は維新に功績があった者に支給した米や現金である。当時、これらの支出は政府収入の三分の一に相当し、かなりの負担であった。このため、公債に切り替えて、数年分以上的額を一時金として支払うこととした。

正岡家で云えば、一千二百円ばかりを公債として一時に下げ渡されて、家禄を奉還し以後は打ち切りとなった。後見人の叔父大原恒徳によって管理され、銀行の株券となったり預金となって利殖をはかられていた。子規と恒徳との間には、常に金銭上の交渉があり、しばしば窮乏を訴え、殊に薬価を出してもらっているが、それはこのなかから出ているのである。

それはさておき、明治2年、華族制が設置されたあと、すぐに公・候・伯・子・男の五爵制度が確立した訳ではない。五爵制によるいわゆる華族の成立は明治17年(一八八四)施行の「華族令」によるのである。この「令」によって、従来からの公卿・諸侯は五爵のいづれかに任ぜられ、同時に武功による(例えば山県有朋、黒田清隆、西郷従道ら)と文勲による(例えば井上馨、松方正義、大木喬任ら)が叙爵された。

以後、日清戦争、日露戦争、その後のいくつかの事変、出兵の後に、陸海軍の軍人、官僚、政治家、財界の主脳が授爵された。特に軍人の叙爵者がきわめて多い。

のちには学界からも、学問、研究、教育による功での叙爵者も出ることとなる。北海道で云えば、北海道帝国大学総長であった佐藤昌介が、男爵を授けられた如きである。細菌学者であった北里柴三郎も男爵だった。華族制度という特権階級は、太平洋戦争後の新憲法の施行(一九四七・五・三)

により廃止となり、明治2年(一八六九)制度が延生してから78年が経過していた。

華族制度の面白さは、封建時代には考えもされなかった、目通りも叶わなかった下級武士が、旧藩主と同列の爵位を授けられ肩を並べたことだ。伊藤博文、山県有朋などが、旧藩主毛利家と同じく公爵になっっている。下克上といってもいいか。なかには藩主より上の爵位を授けられたものもいるだろう。それも政治家などのおてもりである。

華族制度の話はそれくらいで切上げることとするが、子規が奨学金をもらって、安心して学問ができるようになった常盤会を設けた久松家は、前に述べたように、明治17年(一八八四)伯爵に叙せられているが、育英資金や当主の留学に要した財源はどうして、どこから出たものだろうか。

華族のなかには、禄をはなれた家臣の救済と資産増をはかるため各種の事業を営んだものもある。例えば北海道では、雨竜郡の蜂須賀農場、旧尾張藩徳川家の八雲村、旧加賀藩前田家の岩内郡前田村の開拓など。

松山藩の財政については、『愛媛県の歴史』(二〇〇三年、山川出版社)に、幕府のお手伝普請(土木工事)や数度の幕府への献金、江戸湾防備への多大の消費(お台場築造?)により、財政難であったとある。それがいかんにして好転し、育英会の設立、当主の留学となったのか。子規のためにも知りたいところである。